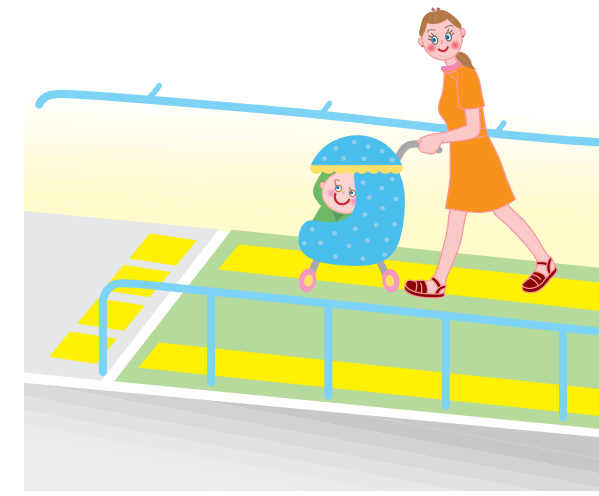
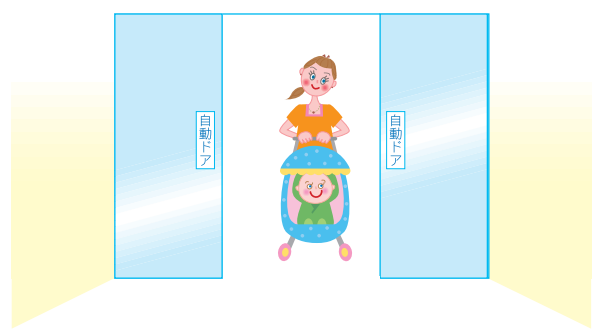


## 主な整備基準 (規則で定めている整備基準の一例です)

### 出入口

- 主要な出入口の幅は、90cm以上にしてください。
- 戸を設ける場合は、車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造(自動ドア、引き戸等)としてください。
- 車いす使用者等の通過の支障となる段差を設けないでください。



### 廊下等

- 両側に手すりを設けてください。
- 表面は滑りにくい材料で仕上げてください。
- 主要な通路の幅は、135cm以上としてください。
- 主要な通路に段差がある場合は、スロープ等を設けてください。
- 主要な出入口から受付等までは、点字ブロックの敷設や、適切な誘導等を行ってください。

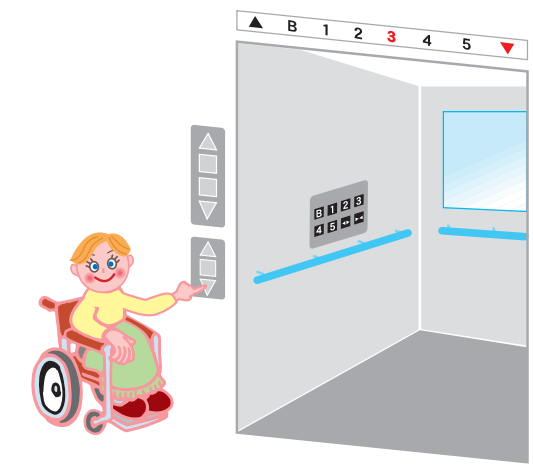


### 階段

- 両側に手すりを設けてください。
- 表面は滑りにくい材料で仕上げてください。
- 主たる階段は、回り階段を設けないでください。
- 段は識別しやすいものとし、つまづきにくいものとしてください。
- 上端及び下端に近接する廊下等に点字ブロックを敷設してください。

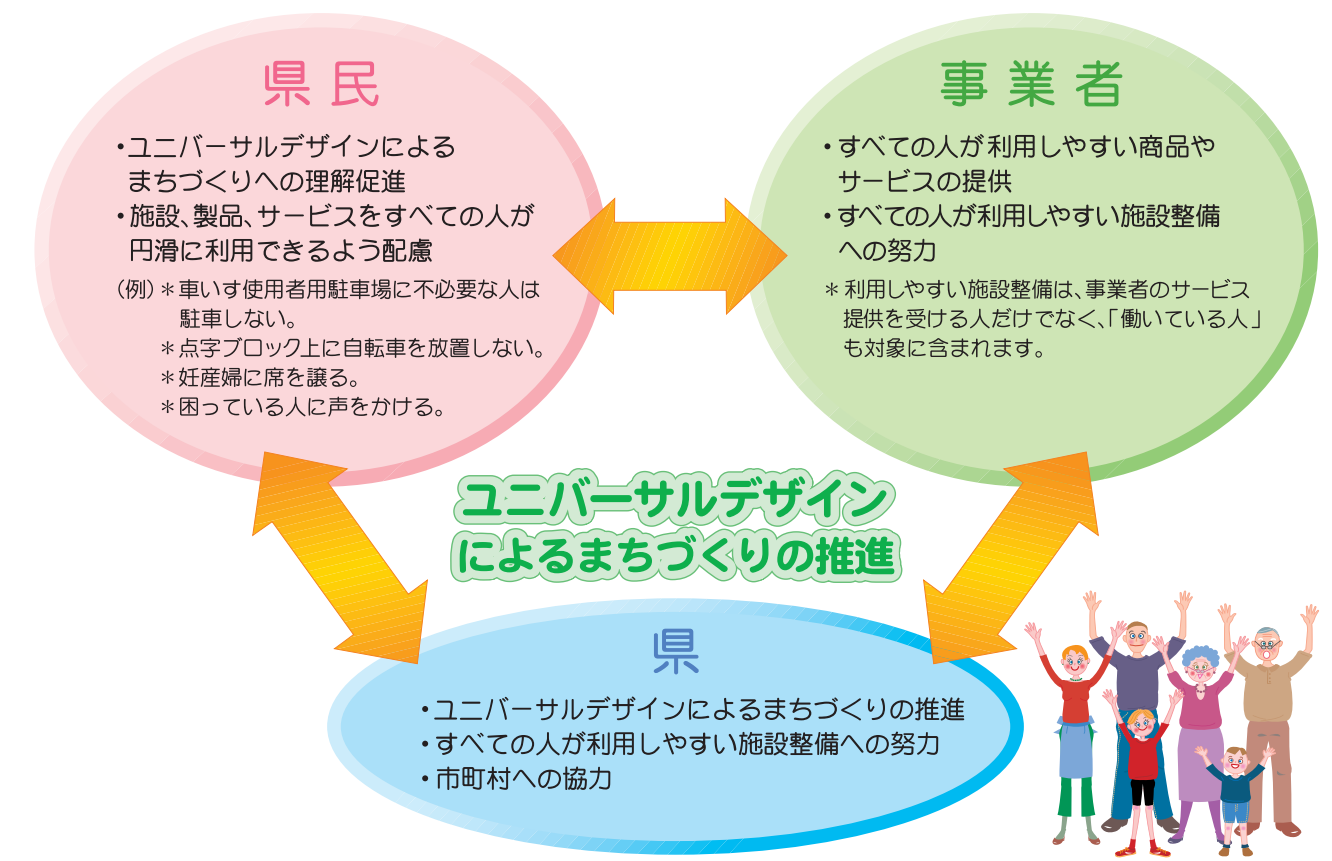
### エレベーター

- 出入口の幅は80cm以上としてください。
- かごの幅は140cm以上、奥行きは135cm以上としてください。
- 車いす使用者や視覚に障害のある人が利用しやすい制御装置(操作ボタン等)を設けてください。
- かご内には、鏡、手すりを設けてください。
- 乗降口ビームの幅と奥行きは150cm以上としてください。



## ユニバーサルデザインによるまちづくりへの取り組み

～県民、事業者、行政が一体となって推進することが重要です～



### 【県の施策】

- 基本指針の策定  
ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するための基本指針を策定します。
- 県民からの意見聴取  
ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策について、県民の意見を聴取するよう努めます。
- 推進体制の整備  
県民、事業者、行政が一体となって取り組むための推進体制を整備します。

### 【意識づくり】(ユニバーサルデザインによるまちづくりの基盤となる重要な取り組みです。)

- 啓発活動の推進  
ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する意識の高揚と知識の普及を図ります。
- 学習機会の提供等  
ユニバーサルデザインによるまちづくりの理解を深めるため、学習機会の提供や教育の充実を図ります。
- 情報の提供  
県民や事業者、市町村の自主的な取り組みを促進するための情報を提供します。
- 人材の育成  
ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する専門的な知識を有する人材を育成します。



## 施設整備に関する規定

※この施設整備に関する規定は平成19年10月1日から施行されます。

### 【利用者の意見聴取】

生活関連施設の設置者や管理者は、施設利用者の意見を聴くよう努めてください。

- (例) 計画段階でのワークショップ
- 施設利用者へのアンケート調査
- 定期的に利用者等による点検

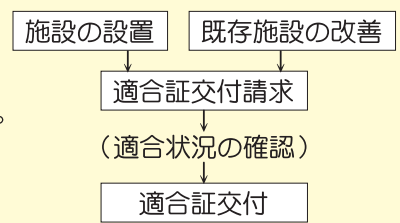
#### ◎整備基準と施設利用者からの意見聴取

整備基準は、利用しやすい施設を整備するための一定基準として規定しておりますが、施設の用途や機能によって、より利用しやすくするための具体的な対応方法は異なります。このため、ユニバーサルデザインによる施設整備は、利用者の意見を聴きながら、継続して取り組むことが重要です。

### 【「生活関連施設」と「特定生活関連施設」】

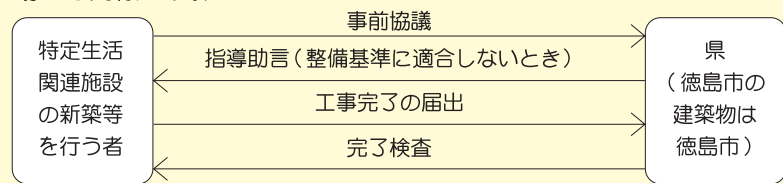
#### ◇生活関連施設

- 整備基準に適合させるよう努めてください。
- 整備基準に適合し、利用者の意見聴取の取り組みを行っている場合は、「適合証」が交付されます。(新設・既設とも対象)



#### ◇特定生活関連施設(生活関連施設のうち一定面積以上のもの)

- 新築等の場合には「事前協議」と「工事完了の届出(完了検査)」が義務づけられています。(協議後の変更の場合も同様です。)



### 【バリアフリー新法に基づく義務の付加】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー新法)では、2,000㎡以上の一定の用途の建築物を「特別特定建築物」として「建築物移動等円滑化基準」への適合が義務づけられています。徳島県では、条例により、この法律に基づく義務化を付加しています。

#### ○義務対象施設の追加

「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校」を追加しています。

#### ○義務対象面積の引き下げ

- 「2,000㎡以上→1,000㎡以上」に対象面積を引き下げています。
- 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校
- 特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校)
- 病院、診療所
- 保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署
- 老人ホーム、福祉ホーム等(主に高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 老人福祉センター、身体障害者福祉センター等
- 一般公共用の体育館、水泳場
- 博物館、美術館、図書館

## 対象施設一覧

種類	生活関連施設 (県の整備基準への適合努力義務)	特定生活関連施設 (事前協議の義務)	特別特定建築物 (法の基準への適合義務)	
建築物	官公庁施設	国・県・市町村等の庁舎等	すべてのもの	
	社会福祉施設等	身体障害者社会参加支援施設	すべてのもの	1,000㎡以上
		障害者支援施設、ケアホーム、福祉ホーム		1,000㎡以上
		老人福祉施設・有料老人ホーム		1,000㎡以上
		介護老人保健施設		1,000㎡以上
		児童福祉施設		2,000㎡以上
		保護施設		2,000㎡以上
		婦人保護施設		2,000㎡以上
		母子福祉施設		2,000㎡以上
	隣保館等	2,000㎡以上		
	グループホーム	2,000㎡以上		
	医療施設等	病院、診療所、助産所	すべてのもの	1,000㎡以上
		施術所(あんま、はり、きゅう、柔道整復)	100㎡超	1,000㎡以上
	教育施設	学校、専修学校・各種学校	すべてのもの	1,000㎡以上
		自動車教習所	すべてのもの	1,000㎡以上
		学習塾、華道教室、囲碁教室等	100㎡超	1,000㎡以上
	文化施設	公民館、図書館、博物館、美術館、動物園等	すべてのもの	1,000㎡以上
	娯楽施設	劇場、映画館、演芸場等	100㎡超	2,000㎡以上
	宿泊施設	遊技場(パチンコ店、ゲームセンター等)	100㎡超	2,000㎡以上
	店舗	ホテル、旅館	100㎡超	2,000㎡以上
百貨店、マーケット等		100㎡超	2,000㎡以上	
クリーニング取次店、旅行代理店、不動産屋等				
飲食店(レストラン、喫茶店、バー等)				
金融機関等の施設	コンビニエンスストア	すべてのもの	2,000㎡以上	
金融機関等の施設	銀行の本店、支店、営業所	すべてのもの	2,000㎡以上	
	貸金業者の営業所、事務所			
公益事業施設	郵便局	すべてのもの	2,000㎡以上	
	ガス、電力会社等の支店、営業所			
環境衛生施設	電気通信事業の事務所	すべてのもの	2,000㎡以上	
	理容店、美容院			
	火葬場			
公共交通機関の施設	公衆浴場	100㎡超	2,000㎡以上	
	公衆便所	100㎡超	2,000㎡以上	
	駅舎、バスターミナル、(船舶)旅客施設、空港ビル	すべてのもの	50㎡以上	
その他の施設	集会所、公会堂等	すべてのもの	2,000㎡以上	
	体育館、ボウリング場、プール、ゴルフ練習場等	100㎡超	1,000㎡以上	
	展示場(自動車展示場、住宅機器展示場等)	100㎡超	2,000㎡以上	
	結婚式場、葬祭式場等	すべてのもの	2,000㎡以上	
	共用の自動車庫	100㎡超	2,000㎡以上	
	共同住宅及び寄宿舎(マンション、アパート等)	20戸超	2,000㎡以上	
	神社、寺院又は教会等	すべてのもの	2,000㎡以上	
	事務所	1,000㎡超	2,000㎡以上	
	工場	2,000㎡超	2,000㎡以上	
	複合施設(1,000㎡超)の共用部分	すべてのもの	2,000㎡以上	
公共交通機関の施設	(鉄道)プラットホーム等	すべてのもの	2,000㎡以上	
	建築物以外のバスターミナル施設			
	(船舶)旅客施設の建築物以外の乗降施設等			
路外駐車場	(空港)ボーディングブリッジ等	500㎡超	2,000㎡以上	
道路	公共の用に供する駐車場	500㎡超	2,000㎡以上	
公園等	国道、県道、市町村道	すべてのもの	2,000㎡以上	
	都市公園、児童遊園、港灣緑地、遊園地、動物園、植物園	すべてのもの	2,000㎡以上	

※100㎡未満の「建築物」の場合は「小規模施設」の整備基準適用